



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月18日金曜日 第1634号外 1

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 1

監 査 公 表

○公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年 2月18日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 柳 澤 正 三
同 西 原 進 平
同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 地 方 局 建 設 部	平成16年 7月22日
松 山 地 方 局 伊 予 土 木 事 務 所	平成16年 9月 9日

（監査の結果）

- 1 県単都市河川整備工事（⑭越単都第 301 号の 2 ）において、法
覆護岸工の設計積算に留意を要するもの（過大設計額（工事原価
） 2,359,676円）が認められた。（今治地方局建設部）
- 2 用地買収契約書等に係る収入印紙の貼付に留意を要するもの（
過大貼付、未貼付）が認められた。
（松山地方局伊予土木事務所）

（措置の内容）

- 1 今治地方局建設部
今回指摘のあった積算誤りにより過大に支払われたと認められ
る請負代金相当額1,186,150円については、請負者より自主返納
の申し出があり、当局としては、11月30日付けでこれを受け入れ
た。
なお、工事の設計積算については、設計図書チェックリストに
よる設計書の審査を平成15年10月に導入し審査体制の強化に取り
組んできたが、さらに、積算担当者や審査者へ各々の役割を再確
認させ、真に実効性を伴った審査を行うよう指導・教育を徹底す
るなど、職員の自覚と資質を高め再発防止に努めている。
また、平成16年11月には土木部長からの注意喚起を受け、再度
、関係職員への指導を徹底した。
- 2 松山地方局伊予土木事務所
用地買収契約書等に係る収入印紙の過大貼付24件、92,000円に
ついては、所轄税務署に印紙税過誤納確認（還付）申請し、平成
16年11月10日に全額愛媛県に還付された。また、未貼付21件、46
,400円については、平成16年 9月14日に追加貼付等適正に処理し
た。
今後とも適正に事務処理を進めるよう努めて参りたい。

